

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) <u>平成29年9月8日 一部改正</u></p> <p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条)  第1節 定義等 (第1条 - 第13条)  第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条)  第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条)  第4節 保険料率算定等 (第34条、第35条)  第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条)  第6節 保険料 (第41条、第42条)  第7節 確定通知 (第43条 - 第46条)  第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条)  第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条)  第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条)  第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条)  第5章 雑則 (第70条)</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p> <p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条)  第1節 定義等 (第1条 - 第13条)  第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条)  第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条)  第4節 保険料率算定等 (第34条、第35条)  第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条)  第6節 保険料 (第41条、第42条)  第7節 確定通知 (第43条 - 第46条)  第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条)  第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条)  第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条)  第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条)  第5章 雑則 (第70条)</p>	
<p>第1章 一般的事項 第1節 (略)</p>	<p>第1章 一般的事項 第1節 (略)</p>	
<p>第2節 引受基準等 第14条～第17条 (略)</p>	<p>第2節 引受基準等 第14条～第17条 (略)</p>	
<p>(表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等) 第18条 輸出契約等であって、代金等の決済が契約額の表示通貨 (建値) と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの (表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。) について、保険契約を締結する場合は、次の各号による。</p>	<p>(表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等) 第18条 輸出契約等であって、代金等の決済が契約額の表示通貨 (建値) と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの (表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。) について、保険契約を締結する場合は、次の各号による。</p>	

新	旧	備考
<p>一 (略)</p> <p>二 保険契約の申込時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建<u>て</u>の契約として取り扱い、次の特約を付すものとする。</p> <p>「保険契約者又は被保険者は、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、遅滞なく、その旨を株式会社日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>なお、当該通知が行われた場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該通知の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 保険契約の申込時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建の契約として取り扱い、次の特約を付すものとする。</p> <p>「保険契約者又は被保険者は、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、遅滞なく、その旨を株式会社日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>なお、当該通知が行われた場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該通知の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」</p>	
第19条～第27条 (略)	第19条～第27条 (略)	
第3節～第8節 (略)	第3節～第8節 (略)	
<p><b>第2章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係</b>  <b>（企業総合包括特約書締結の申込みができる者等）</b></p> <p><b>第55条</b> 企業総合包括特約書に定める対象契約（以下、本章において「対象契約」という。）に基づく輸出又は販売の実績があり、更に将来継続的かつ反復的に貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、企業総合包括特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、対象契約の相手方の分散の状況及び過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、企業総合包括特約書の締結を行わない。</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号に該当する場合、原則として企業総合包括特約書の更新を行わない。</p> <p>一 企業総合包括特約書の更新日の17月前からの1年間に企業総合包括特約書に基づいて締結された保険契約の<u>実績を勘案</u></p>	<p><b>第2章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係</b>  <b>（企業総合包括特約書締結の申込みができる者等）</b></p> <p><b>第55条</b> 企業総合包括特約書に定める対象契約（以下、本章において「対象契約」という。）に基づく輸出又は販売の実績が<u>企業総合包括特約書の締結予定日の17月前からの1年間で3億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に年間3億円以上の貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、企業総合包括特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、対象契約の相手方及び<u>仕向国又は支払国</u>の分散の状況及び過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、企業総合包括特約書の締結を行わない。</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号に該当する場合、原則として企業総合包括特約書の更新を行わない。</p> <p>一 企業総合包括特約書の更新日の17月前からの1年間に企業総合包括特約書に基づいて締結された保険契約に係る<u>保険価</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>し、対象契約の相手方の分散について、てん補危険の分散が十分に図られていないと認められる場合</u></p> <p>二 前号のほか、企業総合包括特約書の締結者の貿易取引の実態、貿易保険の利用状況及び事故の発生状況を勘案し、貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合</p>	<p><u>額の年間合計額（以下、「付保実績」という。）が3億円未満である場合</u></p> <p>二 <u>付保実績における対象契約の相手方及び仕向国又は支払国の分散について、てん補危険の分散が十分に図られていないと認められる場合</u></p> <p>三 前各号のほか、企業総合包括特約書の締結者の貿易取引の実態、貿易保険の利用状況及び事故の発生状況を勘案し、貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合</p>	
第56条～第67条（略）	第56条～第67条（略）	
<p>第3章～第5章（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>	第3章～第5章（略）	
別表第1～別表第3（略）	別表第1～別表第3（略）	
別紙様式第1～別紙様式第7（略）	別紙様式第1～別紙様式第7（略）	